

「岡山県地域防災計画（風水害等対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害等対策編）」（素案）の概要

1 地域防災計画とは

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が作成する計画で、県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について定めたものである。

この計画を効果的に活用することにより、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

岡山県防災会議は、法第40条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正することとされている。

2 計画の性格

この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図る上で基本的な大綱を示すものであり、その実施細目等については、関係機関が別途具体的に定めることとしている。

3 計画修正の考え方

国の防災基本計画の修正や災害対策基本法等の関係法令の改正などを踏まえ、地域の防災対策を一層推進する。

4 主な修正内容

1 防災基本計画の修正（令和7年7月）を踏まえた修正

（1）被災者支援の充実

- ア 在宅・車中泊避難者へのDWAT（災害派遣福祉チーム）派遣による福祉サービスの提供
- イ 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- ウ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

（2）岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた修正

- ア 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- イ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

（3）令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ア 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- イ 発災後速やかなDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）派遣、保健師等チームの充実・強化

（4）防災DXの加速

新総合防災情報システムや新物資システムの利用促進、研修・訓練の実施

2 南海トラフ巨大地震等の被害想定の見直し等を踏まえた修正（地震・津波災害対策編）

（1）指定地方行政機関に中国四国管区行政評価局を追加

（2）民間事業者の社名・組織名変更

3 防災関係機関の追加や変更を踏まえた修正

（1）指定地方行政機関に中国四国管区行政評価局を追加

（2）民間事業者の社名・組織名変更